



# <追補> 駆除事業に係る手順と提出（報告）書類について

2024年9月13日  
水産業・漁村活性化推進機構

手引きでは交付決定後の手順や報告に係る提出書類について分かりづらい点がありましたので、以下に順を追って整理します。なお、手引きの基の規程「実施細則」（HP 掲載）には基本的事項が明記されているので、必ず目を通しておいてください。

## 1. 駆除実施前【事業実施機関の手順・提出書類】

- ① 駆除計画に基づき漁業者と駆除日程を決め、駆除漁具の確認など実施の準備を始める。（自治体・水試と連携）  ④へ
- ② 漁業者（事業実施者）に用船と駆除を実施するための契約を交わす。  
大型クラゲ洋上駆除請負契約書（＝用船契約）  
（定置網の例）  **HP からダウンロード（ファイル 03-1-1～03-1-3）**

(案) 大型クラゲ洋上駆除請負契約書（ひな形）

令和●年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業に係る大型クラゲ駆除事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、《事業実施機関を記載》●●●●漁業協同組合 代表理事組合長○●●●（以下「甲」という。）と《事業実施者（漁業者）を記載》●●●●役職氏名（以下「乙」という。）は、次のとおり請負契約を締結する。

記

（法令等の遵守）

第1条 甲及び乙の双方は、法令を遵守し、かつ信義を重んじ誠実に行動しなければならない。

（目的及び内容）

第2条 国の補助事業を通正かつ円滑に遂行するため、本事業で定められた実施指針（大型クラゲ被害防止検討委員会策定）に基づき、甲は、乙を事業実施者として、乙の所有する漁船を用船し、大型クラゲの発生地域において広域的な漁業被害防止の観点から洋上駆除を実施する。

（履行期間）

第3条 本契約は、令和●年○月○日から令和●年●月●日までとする。

（用船及び乗船員）

第4条 洋上駆除を実施するために、甲は、乙から下記の定置網漁船を甲の使用に供するものとする。

船名		
漁船登録番号		
総トン数		
乗員作業員数（予定）		
所有者氏名		
所有者住所		
定置漁場	大型定置《小型定置》：名称・番号	

2 乙は、大型クラゲの駆除作業を行う駆除委員を乗船させ、甲の指示に従って、洋上駆除を実施するものとする。

3 乙は、本契約書の締結時に用船の乗員作業者の名簿を甲に提出し、乗船可能者名簿に記載した乗員作業員を甲に提供し、甲の指示に従って洋上駆除を実施するものとする。期間中に記載した乗員作業員が乗船できない者が出た場合や期間中に変更がある場合は、甲に届出するものとする。

（実施期間）

第5条 本事業の洋上駆除開始日及び終了日は、甲の指示に従うものとする。

2 前項の期間が大型クラゲの出現状況等により、実施期間が変更される場合は、甲の指示に従って実施期間を変更するものとする。

（用船料）

第6条 甲は、乙に対し用船料として、大型クラゲ緊急対策事業実施細則（水産業・漁村活性化推進機構制定）に基づき支払うものとする。

(1) 定置網漁船における用船料は、原則、一日出動当たり4時間とする。一日出動とは、用船の出港（準備含む）から駆除作業を行い、帰港（片付け含む）までの時間とする。

(2) 用船料は、下表の用船料基本単価に第4条3項に係る作業員数に応じて用船料を支払うものとする。なお、15トン未満《及び》または《15トン以上》の各用船料には上限額を設けるものとする。

15トン未満の用船料	一日出動当たりの単価 上限額（税抜価格）	備考
用船料	33,600円	
内訳	船舶使用料	21,000円 一日出動当たり4時間以上
	労賃相当費	12,600円/人 作業員7人を上限とする

15トン以上の用船料	一日出動当たりの単価 上限額（税抜価格）	備考
用船料	39,600円	
内訳	船舶使用料	27,000円 一日出動当たり4時間以上
	労賃相当費	12,600円/人 作業員20人を上限とする

上表は必要に応じてどちらか削除

2 燃油費は、用船料に含むものとする。

3 出港後の天候の急変等の不可抗力等により帰港せざるを得なくなり、一日出動当りの作業時間が規定の半分以上となった場合の用船料は、船舶使用料を据え置き、労賃相当費を1人当たり1時間3,150円で実働時間に応じて算出するものとする。なお、出動に当たっては、海難事故等が発生しないように出港前に当日の気象情報を十分に確認し、救命胴衣の着用等の安全対策を徹底することとする。

4 用船料に係る消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出するものとする。なお、この契約の締結後、消費税法の改正に伴い消費税及び地方消費税の変動が生じた場合は、甲はこの契約を何ら変更することなく、相当額を含めて支払うものとする。

（駆除実施の報告）

第7条 本事業の実施にあたり、大型クラゲ駆除計画に基づき、事業開始時期について甲が

③ 契約書に添える乗員作業員の名簿を提出してもらう。

👉 HP からダウンロード（ファイル 03-2）

※項目のうち駆除活動実施日を契約書の駆除活動期間に修正のこと。

※名簿例：変更があれば適宜差し替える。

### 乗 船 員 名 簿

年 月 日現在

所属漁協名	漁業協同組合
船名	
所有者	
漁船登録番号	
総トン数	トン
駆除活動実施期間	（契約期間を記載）

No.	船長に〇印を 記入してください	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			

④ 駆除漁具の購入 📌 手引き（その 2）を参照

○ 定置網漁業の場合は、申請前に確認していた駆除漁具（専用の長柄鉤・鎌など）を事業実施機関の方で業者に発注し購入。漁業者に配布する。

※管理台帳：配布先と漁具種類と数量を記録し、事業終了後に消耗状況を確認する。確認のため配布前か配布先で写真を撮っておく。

※証憑類：見積書、納品書、請求書、領収書、駆除漁具の写真

○ 底曳網漁業の場合は、専用の駆除網（認定漁具）の保有状況を把握し、保管していれば使用の可否を漁業者や水試などと確認する。使用不可と判断され購入を検討する場合は、水漁機構に相談。水漁機構が製作メーカーに問い合わせる。

⑤ 漁業者に駆除日誌や駆除記録写真の説明をする。 📌 手引き（その 2）を参照

※安全対策の周知・徹底を忘れずに。

⑥ 駆除開始報告書を提出し、漁業者に計画に基づき駆除開始を指示する。

管轄する沿岸・沖合漁場での出現及び被害状況、近隣府県や下流の海域などの出現・被害状況などを参考に、駆除開始の判断を道府県水産課、水産試験場と連携して協議し、定置網及び底曳網における出動基準等の判断基準を基に駆除開始報告書を水漁機構及び漁業情報サービスセンターに提出する。

※水試等から駆除開始の必要性等の事由についてコメントを記載してもらう。

👉 HP からダウンロード (ファイル 02-4)

記入例

沿岸域洋上駆除開始報告様式

報告日 ○○年○月○日

送付先: JAFIC FAX: 03-5547-6881 メールアドレス: kurage@jafic.or.jp  
 : 水産機構 FAX: 03-6866-7114

大型クラゲの出現が下記の通り確認されたので、漁業被害を防止するため下記に記載の漁業者等により洋上駆除を実施する。

A.

**実施者および駆除情報**

事業実施者	○○漁協	開始予定日	○○年○月○日
漁業種類 (大/小型定置・底びき・他)	駆除漁業者名	開始場所(地名・港名)	その他
小型定置 大型定置	○○定置 ○○○生産組合	○○○地区定置 ○○○地区定置	
小型底びき網 小型底びき網	○○漁業○○丸 ○○丸	201海区(○○地先沖) 2000海区	

\*定置網では小型・大型の区分を明記すること。

**当該地域での大型クラゲ(Nemopilema nomurai 等)出現状況** 出現状況の確認: ○○県水産改良普及所が確認した

漁業種類	日時	海域(地域または緯度経度)		数量(個数) 単位: 1網あたり	サイズ (cm)	付記事項	漁業被害	実施中の対策等
		緯度	経度					
大型定置	9月20日	○○-○○N	○○○-○○E	500	50-110		支障	防除網
小型定置	9月25日	○○-○○N	○○○-○○E	100	50-110	急増	支障	
小型底びき網	9月28日	○○-○○N	○○○-○○E	100	50-110	急増	支障	

\*単位の記載をお願いします(例: 網あたり・1日あたり、期間合計、地域1日あたり等)

B.

**公的機関の見解**

公的機関名	○○県水産研究センター(水産試験場)
公的機関の見解	.....の事由により、 上記A.「当該地域での大型クラゲ出現状況」に記載の出現状況は出動基準に適合すると判断する。

- ⑦ 改良漁具(大型クラゲ駆除効果促進ネット)の導入検討から導入後まで
- 👉 規程「実施細則」Iの1(HP掲載)、手引き(その2)を参照  
 導入の手順をHPの「改良漁具(大型クラゲ駆除効果促進ネット)および底曳網用大型クラゲ駆除網について」にも掲載
- ・過去に改良漁具を導入した漁業者に対しては、現在の保有状況を確認する。保有する改良漁具の使用可否を確認する。
  - ・改良漁具の新規導入の要望の有無を確認する。同時に改良漁具の製作を漁業者自作か業者希望かどうかも確認する。
  - ・確認に際し、助成対象(改良部分の網地代+構成部品(副資材)代+加工賃)について説明をし、改良部分に係る費用が、1/2自己負担であること、事業実施機関が所有者であり、漁業者には貸借契約をもって貸与すること等を説明し、確認を取っておく。
- <注意> 既存の改良漁具を新たに改良を施して使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合も新規導入と同じく、助成対象となる改良に係る経費が導入経費となり、1/2補助率となります。
- ・要望があった場合、漁業種別に要望状況(予定数量、導入予定者リストアップ)を取りまとめ、水漁機構に提出する。

- ・製網業者に既存網の改良をお願いする場合、参考見積と納期、改良部分を図化した図面を確認する。（参考見積は業者選定の判断基準になる。）
- ・大型クラゲ出現期間または年度内に納品可能であれば、三者の見積合わせまたは入札により製網業者を決定する。見積には改良漁具の納期、網地及び構成部品（副資材）の各規格、各単価と積算金額、加工賃を明記してもらう。  
 なお、新網で改良を施す場合の加工賃は、改良に要する工賃のみ積算してもらう。副資材には汎用性の高い消耗品（ハサミ、網針等）は含まないこと。
- ・水漁機構に申請書に見積書・図面を添付して提出。  
 ※新たに事業の申請手続きをする場合、または計画変更をする場合は、申請書案（漁業種類、導入予定者、改良漁具名称、経費内訳）を作成し、水漁機構に提出する。
- ・**交付決定後に業者へ発注**。納品時に導入漁業者の立会の下で検収を必ず行って不具合がなければ検収・受領書を発行。組合は請求書を受け取ったら支払い、領収書を受け取る。
- ・貸借契約を交わす前に 1/2 自己負担分について導入漁業者と支払条件を決める。（支払方法と支払額：一括、分割等）ただし、消費税分は組合負担となる。  
 （注）組合が税込購入、その消費税は組合負担とし、助成金 1/2 以外の自己負担分について導入漁業者と取り決めること。
- ・組合と導入漁業者とで貸借契約（上記貼り付け部分を参照）を交わす。支払条件や支払方法等についても両者間でトラブルがないようにしておくこと。
- ・補助事業の場合、50 万円以上の取得物は財産管理台帳と管理規程が必要なので、事業用に整備すること。本事業では補助金で取得した漁具・漁網は、組合所有物として取得年月日より減価償却期間の 3 年間は処分制限がある。処分制限解除後は、導入漁業者に譲渡することができるので、譲渡書等で所有権を明確にすること。  
【導入後】：契約書と財産管理台帳と物品管理規程、証憑類の見積書、納品書、検収・受領書、請求書、振込票、領収書の各写し、写真がそろい次第、水漁機構に概算払または精算請求を、所定様式にて水漁機構に提出する。

## 2. 駆除実施【漁業者（事業実施者）】実施手順と提出書類

※駆除日誌の記載事項（開始及び終了時間、クラゲの大きさ別の駆除個体数）を事前に把握しておいてください。

- ① 漁業者は、駆除を実施する際に事業実施機関に実施する旨を連絡する。
- ② 出港前に全員写真、船の写真（船名、漁船登録番号がわかる写真）を撮影する。（なお、夜間で撮影し難い場合は、帰港時の明るい時でも良いことにします）
- ③ 出港前にはライフジャケットなど安全対策、クラゲの飛沫防止策を確認する。
- ④ 駆除は、駆除漁具を使ってクラゲの傘部分を傷つけ網外に排出する。
- ⑤ 作業時の写真、大型クラゲの写真を撮影する。
- ⑥ 駆除終了後は、事業実施機関に終了した旨を連絡する。
- ⑦ 駆除日誌、駆除出勤実績表（洋上駆除作業者対応表（月別））を毎日記入して作成し、写真を整理する。
- ⑧ 作成した駆除日誌は出勤毎に速やかに事業実施機関に写真と一緒に提出する（提出方法は両方で決めておく）・・・事業実施機関は入網状況、被害状況を水試等に情報提供する。

👉 HP からダウンロード（ファイル 02-5-1,02-6-1）

駆除日誌（記入例） 上：定置網用 下：底曳網用

記入例		令和〇年度 大型クラゲ駆除日誌					
		〇〇年〇〇月〇〇日					
		駆除作業者				〇〇〇水産（□□□漁協）	
		事業実施機関				■■■漁業協同組合	
1 大型クラゲの来襲状況							
①	海況・気象の状況	曇・波1m					
②	来襲場所	〇〇市 △△沖					
③	大型クラゲの来襲量	傘径	小（～30CM）	個			
			中（30～50CM）	個			
			大（50CM～）	700個			
2 駆除活動の対応							
①	作業立会い者	（公的機関：水試、普及員、市町村、漁連、漁協）《氏名》 〇〇 〇〇					
②	作業従事者	《代表者氏名》 〇〇 〇〇 他10名					
3 作業の内容							
漁船所有者	駆除海域	船名	トン数	作業開始日時	作業終了日時	クラゲ駆除個体数	備考
《所有者名》	〇〇市 △△沖合	〇〇丸	12	〇〇月〇〇日 5:00	〇〇月〇〇日 10:00	700個	100cmの個体が占める

記入例		令和〇年度 大型クラゲ駆除日誌							
(底びき網用)		〇〇年〇〇月〇〇日							
		事業実施機関 ■■■漁業協同組合							
船名／船主名	漁船登録番号	所属漁協	出入港名	出港日時	帰港日時	使用駆除漁具 網口サイズ (縦 m × 横 m)	備考		
〇〇丸 《船主名》	YSO-0000	□□漁協	□□港	9月27日 8:00	9月27日 17:00	横20m × 縦10m (5 <sup>+</sup> 、漁船用駆除網)	監視船: 〇〇丸(YSO-0000)		
△△丸 《船主名》	YSO-0000	□□漁協	同上						
駆除年月日	作業開始時間	曳網開始時間	曳網開始位置	曳網終了時間	曳網終了位置	曳網距離 (マイル)	作業終了時間	天候・海況	大型クラゲの目視状況 ①傘の大きさ cm～cm ②方舷通過尾数 尾/2分間(航行速度 ノット)
〇年〇月〇日	8時30分	9時00分	北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒	16時30分	北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒	17.5マイル	16時30分	晴天、 風速0.1M、 波高0.2M	①傘 50～100cm ②5尾/2分 航行速度2.5ノット

⑨ 全終了後には、駆除出動実績表（洋上駆除作業員対応表（月別））を事業実施機関に提出する。

洋上駆除作業員対応表（月別）が駆除出動実績表になる。

### 定置網記入例 HP からダウンロード（ファイル 02-5-2）

令和●年度大型クラグ緊急対策事業

洋上駆除作業員対応表

8月 31日

事業実施機関名：

経営体名： 水漁水産（株）

定置種類： 大型定置

定置漁場名： 神田明神定置

○ ※大型定置出動基準500個体以上

船名： 第1神田明神丸

8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
作業員名	水漁大吉						○			○						○							○	○				○	○					7	
	水漁花丸						○			○						○							○	○				○	○					7	
	大漁太郎						○			○						○							○	○				○	○					7	
	大漁旗夫						○			○						○							○	○				○	○					7	
	一心太助						○			○						○							○	○				○	○					7	
	目出鯛蔵						○			○						○							○	○				○	○					7	
	A						○			○						○							○	○				○	○					7	
	B						○			○						○							○	○				○	○						7
	C						○			○						○							○	○				○	○						7
	D						○			○						○							○	○				○	○						7
	AB						○			○						○							○	○				○	○						7
	AO						○			○						○							○	○				○	○						7
	BB						○			○						○							○	○				○	○						7
CC						○			○						○							○	○				○	○						7	
合計		0	0	0	0	0	7	0	0	14	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0	14	0	14	0	98		

### 小型底曳網記入例 HP からダウンロード（ファイル 02-6-2）

令和●年度大型クラグ緊急対策事業

洋上駆除作業員対応表

8月 31日

事業実施機関名：

経営体名： 水漁（有）

小型底曳網

曳船1

船名： 第1神田不動丸

○ ※定置網出動基準を超えているため出動

曳船2

船名： 第8靖国丸

※小型底曳網出動基準20個体以上/1日操業を超えているため出動

警戒船

船名： 第5大漁丸

船名	8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
第1	大漁太郎											○				○							○				○							6
	大漁大吉											○				○							○			○			○	○				6
	大漁花丸											○				○							○			○			○	○				6
	A											○				○							○			○			○	○				6
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	4	24
第8	一心太助											○				○							○			○			○	○				6
	目出鯛蔵											○				○							○			○			○	○				6
	B											○				○							○			○			○	○				6
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	4	24
第5	大漁旗夫											○				○							○			○			○	○				6
	大漁旗子											○				○							○			○			○	○				6
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	2	12
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	10	60	

### 3. 駆除終了後の報告：【事業実施機関】取りまとめと提出書類

- ① 定置漁業者から受け取った駆除日誌、写真、月別に駆除実績表（洋上駆除作業  
者対応表（月別））を漁業者ごとに整理しておく。
- ② 定置網での駆除実績については、駆除日誌を漁業者ごとの駆除数（個体数）を集  
計し駆除数実績表に入力して作成する。

※底曳網での駆除数量自体が把握できないので、下記④記載の洋上駆除（実績）  
明細にまとめる。

定置網の駆除数実績表  HP からダウンロード（ファイル 02-5-3）


令和●年度大型クラゲ緊急対策事業

駆除数実績表

定置網における駆除日誌の集計（サイズ別の来襲量、駆除個体数）

事業実施機関名：

事業実施者	所在地 (市町村)	駆除回数	小サイズ (～30cm) 個体数	中サイズ (30～50cm) 個体数	大サイズ (50cm～) 個体数	駆除個体数 合計
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
		0	0	0	0	0

- ③ 写真及び駆除日誌、駆除実績表などを精査し、適正と認められたときは、用船料等の  
金額を確定し速やかに漁業者にその金額と内容を提示し、用船料等の請求書を漁業  
者に提出するよう指示する。請求書が受け取ったら、確認して支払を完了する。
- ④ 計画申請に添付した経費内訳及び計画明細表を、実績報告用として次のようにタイ  
トルを変えて取りまとめる。実績報告書に③の証憑類を添付して、水漁機構に提出す  
る。  HP からダウンロード（ファイル 02-1 シートにあります）

○経費内訳（実績）

○大型クラゲ洋上駆除計画明細→大型クラゲ洋上駆除実績明細

別紙

大型クラゲ洋上駆除計画(定置網) 明細

事業実施機関：●●漁業協同組合

事業実施者 (用船契約予定者)	定置漁場名	許可定置 (大型/小型)	用船名	トコ数	乗船 者数	駆除 回数	用船料 単価(円)	用船料 総額(円)	備考
								0	
								0	
								0	



大型クラゲ洋上駆除実績(定置網) 明細

事業実施機関：●●漁業協同組合

事業実施者 (用船契約予定者)	定置漁場名	許可定置 (大型/小型)	用船名	トコ数	乗船 者数	駆除 回数	用船料 単価(円)	用船料 総額(円)	備考
1								0	
2								0	
3								0	